

そこが知りたい！

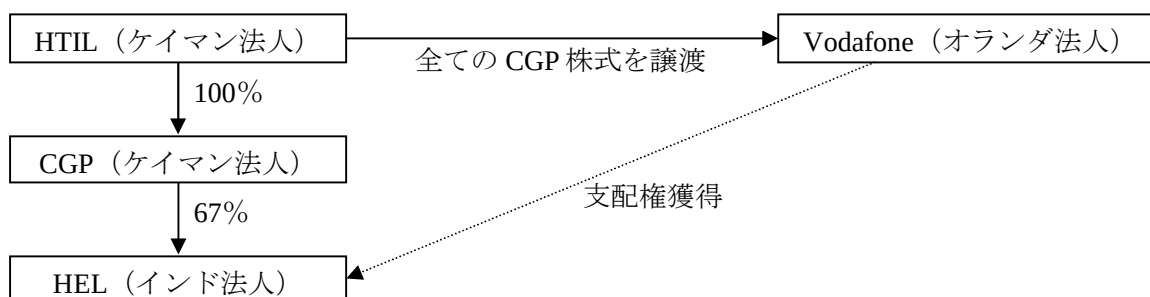
太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 国際的 M&A の落とし穴（インドボーダフォン事件）

第三国を通じたインドへの投資に対して、インドでの課税の可否が争われていた事案（ボーダフォン事件）について、インド最高裁判所は 2012 年 1 月 20 日、ケイマン法人からオランダ法人へのケイマン法人株式の譲渡に関して、インドにおける課税は生じないとする判決を下しました。

1. 事実関係

2007 年 2 月、オランダ法人 Vodafone International Holdings B.V.（以下「Vodafone」）は、ケイマン法人 Hutchison Telecommunications International Ltd.（以下「HTIL」）が全株を保有していたケイマン法人 CGP Investments (Holdings) Ltd.（以下「CGP」）の株式のすべてを、約 111 億ドルで取得する契約を締結しました。CGP は、インド法人で携帯電話事業等を行っている Hutchison Esser Ltd.（以下「HEL」）の株式を約 67% 保有していたことから、Vodafone はこの取引により、HEL の支配権を獲得しました。



この取引についてインド課税当局は、当該取引により CGP の株式だけでなくインド法人である HEL の支配権その他インドにおける様々な権利が移転しており、CGP 株式はインド国内に所在する資産と認められることから、当該株式譲渡益はインド源泉所得であるとして、Vodafone に対して当該譲渡益に対する源泉徴収税額の納付を要求しました。これはインドの所得税法上、インド国内に所在する資産から生じた所得はインド源泉所得とみなすと規定されていることが根拠となっていると考えられます。

これに対し Vodafone は、当該取引はインド国外における外国法人間で第三国法人株式の売買を行ったのみであることから、HTIL に対してインドでの譲渡益課税は生じず源泉徴収義務は無いとして訴訟を起こしていました。

2. 判決

この裁判に関して 2010 年 9 月 8 日のボンベイ高裁判決では、インド課税当局の主張を全面的に認め、Vodafone は当該取引により発生した譲渡益について、源泉徴収義務を負う旨の見解が示されていました。

しかし 2012 年 1 月 20 日、最高裁は、ケイマンに持株会社を設立する資本関係は 1994 年に構築されており、インドでの租税回避を目的とした一時的なものとは認められないこと、およびケイマンに持株会社を設立することには事業遂行上の合理性があると認められること等を主な理由として、ボンベイ高裁での判決を覆し、インド課税当局に対し Vodafone が納付した源泉徴収税額を還付するように命じました。

お見逃しなく！

今回の判決ではインド法人を支配している外国法人の株式が譲渡されたことのみでは、インドにおける課税は生じない旨の見解が示されました。

近年、日本企業によるインドへの投資が増加していること、およびクロスボーダーでの M&A を行う際には事前に税務リスクを検討することが不可欠であることから、この判決はインドへの投資を検討する際の重要な指標になると考えられます。